

一時滞在施設の確保にご協力下さい

—災害に強い、安心・安全のまちづくりのために—

首都直下型地震等が発生した場合、立川駅周辺の帰宅困難者数は、17,239人と想定されています。現在、帰宅困難者約7,000人を受け入れる一時滞在施設が不足しています。

1、一時滞在施設とは

帰宅困難者を一時的に受け入れる施設のことです。

例えば、集会場、オフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場などです。

2、開設基準・役割

受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、発災後最長3日間の運営を基準とします。受け入れた帰宅困難者に対して、水や食料、ブランケットなどの備蓄物資を配布し、トイレの提供などを行います。（東京都補助制度あり）

3、帰宅困難者の受け入れに関する協定締結

立川市と帰宅困難者の受け入れに関する協定を締結していただきます。その後、一時滞在施設の指定となります。

【問合せ先】

立川市市民生活部防災課防災係

TEL : 042-523-2111内線2531

E-mail : bousai-t@city.tachikawa.lg.jp

※担当者がご説明に伺います。ぜひご連絡下さい。

